NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
1	議事1-資料3	障害者	問20	33	なっています(医療的ケア児については質問がなかったため不明)。現計画によれば、相談支援専門員の作成率は障害者約7割、障害児約4割で、相談支援専門員は83人(常勤換算40人)であり、一人あたり32.4件(常勤換算時67.3件)、セルフプラン利用者1,625人と記載されています。	68.6%、障害児においては32.6%と更に策定率が減少していることを確認しました。相談員数については、松戸市内において77人であり、こちらも現計画策定時の83人と比較して減少傾向にあります。 一方で、事業所アンケート調査において、相談支援事業所は人員が不足していると回答している割合が相対的に高く、(P288)、利用者からの依頼に対し人員

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
2	議事1-資料3	障害児	問21	130	同上	同上
3	議事1-資料5	基幹相談 支援センター	-	19	基幹相談支援センターについて、「認定調査業務のボリュームがあり、業務を圧迫する」とのことです。 基幹相談支援センターを3カ所に増設後も業務過多の状況が続いているということは、早急な改善が望まれる重要な課題だと思われます。いただいたご意見を踏まえて、たとえば、介護保険における介護認定調査員を別途確保して認定調査業務を行う方法は、一つの解決策として参考になるものと思われます。この方法に限らず、負担軽減策について、市の考えをお聞かせください。	まず、経過といたしまして令和3年度から令和4年度にかけて、小金基幹相談支援センター及び常盤平基幹相談支援センターの専門職の人員について、開設時間(2時間)の延長に伴い、各1名の増員をおこなっています。また、認定調査業務については、千葉県の研修を修了する必要があるため、各基幹相談支援センター職員の未修了者に参加を呼びかけ、対応できる人員の確保を図っております。 負担軽減策につきましては、例として会議時間の短縮、参加者が重複する会議を続けて開催することによる効率化等が考えられますが、各基幹相談支援センターの実状を把握しながら、検討してまいりたいと考えます。

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
4	議事1-資料5	相談支援部会		23	「基幹の役割として地域の相談を支えるということだったり、地域の相談支援員にスーパーバイズするという内容が入っている」けれども、「基幹がかなり忙しいとか、電話に出てもらえないとか、業務内容がとても多い」とのことです。 基幹相談支援センターを3カ所に増設後も業務過多の状況が続いているということは、早急な改善が望まれる重要な課題だと思われます。いただいたご意見を踏まえて、たとえば、介護保険における介護認定調査員を別途確保して認定調査業務を行う方法は、一つの解決策として参考になるものと思われます。この方法に限らず、負担軽減策について、市の考えをお聞かせください。	同上

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
5	議事1-資料3	障害者	問19	30	現在使用しているサービスで、今後利用を増やしたいという回答が37.4%と最も多かった短期入所(ショートステイ)は、整備に最も力を入れるべきサービスと思われます。現計画によれば、令和2年度時点で市内に11カ所、子どもの受入れ可能な事業所は4カ所、医療的ケア児者の受入れ可能な事業所はないと記載されています。 短期入所について、現在のサービス事業所数と利用実績をお聞かせください。	令和4年12月現在において、市内短期入所事業所は17カ所、うち障害児の受け入れが可能な事業所は8箇所となり、施設数は増加傾向にあります。また、現計画策定時に該当のなかった医療的ケア児受け入れ可能な事業所につきましては、1箇所となりました。本市におきましては、短期入所施設における医療的ケア児者の受け入れを促進するため、福祉型短期入所事業所における、看護師配置に係る人件費を補助する「松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助制度」を令和4年7月1日に施行しました。今後、本補助制度を利用し、更なる受け入れ可能な事業所が増加するよう努めてまいります。なお、利用実績は今年度途中ではありますが、月平均で医療型で3人、福祉型で170人の方が利用しており、月の利用日数平均は医療型が16日、福祉型が1,377日となっており、直近3年間と大きな数値の変化はありません。
6	議事1-資料3	障害者	問64	94	緊急事態への対応の施策である緊急一時支援を知らなかった障害者が合計79.8%、障害児が合計80.6%とのことでした。そして、今まで知らなかったが、利用したいという障害者が12.2%、障害児が18.5%いました。 緊急一時支援に対応する事業所数と利用実績をお聞かせください。	緊急一時支援の事業所数は、市の委託事業者1者です。 緊急時の短期入所の利用実績については、令和3年度が1件、令和4年度が5件(R5.1.17時点)となっております。
7	議事1-資料3	障害児	問65	184	同上	田上

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
8 議	事1-資料3	障害者	問65	95	これから特に力を入れてほしい障害者施策は、保護者などがいなくなった後の生活支援の充実が障害者で28.6%、障害児で57.6%でした。また、障害別では、知的障害の方の38.3%がグループホームなどの整備を挙げていました。現計画では、令和2年度実績として、共同生活援助426人、施設入所支援265人となっています。アンケート調査の自由回答欄には、「親亡き後」への不安や施策への期待が圧倒的に多く記載されています。地域生活支援拠点について、令和3年10月時点で3カ所が「1相談」と「3体験の機会・場」の機能を提供すると示されているようです。国が示す5つの機能の中でも最も重要と言える「2緊急時の受け入れ」に対応する事業者の数と利用実績をお聞かせください。そして、この地域生活支援拠点の拡充を今後どのようにして図っていくかについて、目標とする事業者数や利用推計等含め、市の考えをお聞かせください。	緊急時の短期入所の利用実績については、令和3年度 1件、令和4年度5件(R5.1.17時点)となっております。 地域生活支援拠点の拡充にあたっては、①拠点の機能を担う登録事業者の増加、②緊急一時支援の事前登録者の増加が課題となっております。 ①については、事業者への個別説明により事業への理解を深め、事業所登録につなげてまいたいと考えています。②については、ホームページやチラシの配布、事業者向け説明など、効果的な媒体や周知対象者を検討し周知活動を継続的に行ってまいります。これまでの実績より、目標とする新規登録事業所数は、年間2件程度、緊急一時支援の新規事前登録者数は年間100人程度を想定しています。

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
9	議事1-資料3	障害児	問66	185	同上	同上
10	議事1-資料3	障害者	問65	95	て、共同生活援助426人、施設入所支援265人となっています。 地域生活支援拠点の重要性を鑑みて、その運用状況	運営協議会の実効性を上げる取組については、構成 メンバーからの意見聴取による実態把握や、本計画の アンケート調査結果を分析するなどし、利用者のニー
11	議事1-資料3	障害児	問66	185	同上	同上

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
12	議事1-資料5	基幹相談 支援センター	問9	20	ひきこもり支援について、「相談件数はある程度あるが、他の相談支援機関等からの紹介が多く、周知が不足していると感じる」とのことです。また、「担当課が明確でない」との指摘もありました。「行政の横断的な連携と役割分担が必要な分野」であることもご指摘の通りです。 ご指摘について、担当課の周知・明確化の不足や、対応フローの具体化・的確な運用が確立していないということと受けとめました。ひきこもりの場合、多分野を横断する形での支援が必要になる事例が多く、対象者との接触にすら難渋するなど、支援に困難を感じる事例が多いものと思われます。にわかに解決を図ることは容易でない課題だと思われますので、まずは3つの基幹相談支援センターがこれまでに受けとめたひきこもり事例の実績(抱えている課題等の内容を含む)を整理、把握することから取り組むのが現実的と思われます。相談実績についてお聞かせください。	基幹相談支援センターが抱えている課題といたしましては、家族支援以降、対象者本人との接触に難渋することと、本人と接触できたとしても、定期的な接触にはいたらず、支援が滞留してしまうことが挙げられ

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
13	議事1-資料3	障害者	問54、55	81	78.1%、医療的ケア児が62.8%でした。 現在、この避難行動要支援者名簿に記載されている 人数と、想定されている対象者数(要介護3~5、身体 障害手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級、 高齢独居、医療的ケア児者など)を教えてください。	② 身体障害者手帳1・2級→ 6,797人 ③ 療育手帳A →1,136人 ④ 精神保健福祉手帳 1 級→464人 ⑤ 高齢独居→39,227人 数値は令和5年1月11日現在になります。 ・周知方法 ① 広報まつどへの掲載 ② 周知ポスターやチラシを公共施設や介護施設、障害者関係施設や特別支援学校への掲載依頼

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
14	議事1-資料5	基幹相談支援センター	問8-②	20	「高次脳機能障害のコミュニケーション支援、医療との連携が不足している」との指摘があります。 千葉県失語症者向け意思疎通支援者養成研修の講座 修了者が松戸市に10名程度登録されているとのことです。意思疎通支援事業について、松戸市としてどのように取り組むべきか、市の考えをお聞かせください。	失語症者に対しては、意思疎通支援者の派遣ニーズがあることは聞き及んでおり、本市においても、意思疎通支援者の派遣について研究した際に、「平日は対応が難しいという意思疎通支援者が多い」ことや、「千葉県に意思疎通支援者が10名程度登録されている内、市内在住者は僅か4名程度」であることから、現実的な問題として派遣に対応できる絶対数が不足していることが挙げられます。また、近隣市の障害福祉分野の所管課が集まる主管課長会議の場においても、支援員の派遣希望があっても住まいの自治体で事業化されていない場合できない、一般的に、支援員の派遣希望があっても住まいの自治体で事業化されていない場合に派遣ができない、となど、県内での地域差により平等性が担保出来ない状況が問題視されています。その様な問題点を解消するために、「意思疎通支援者を養成の実施主体である千葉県においただけないか」について、本市は船橋市と共に主管課長会議で提案を行い、多数の市より賛同を得ました。この結果を受けて、今後は千葉県へ要望を行っていく予定でございます。

NO 資料	区分	箇所	頁	質問	回答
15 議事1-資料4	-		20	「障害福祉課の職員の態度は松戸市の他の課の職員と比べて極めて悪い」など、苦情に相当する回答が少なからず含まれています。残念なことですが、事実関係はともかく、そのように受けとめた市民がおられることは真摯に受けとめる必要があるのだろうと感じました。 窓口業務を外部業者に委託しているのでしょうが、委託業者への指導や監督の充実を図ることが善後策として考えられると思います。市の考えをお聞かせください。	窓口業務においては、令和2年10月から民間委託により実施しております。導入のきっかけとしましては、職員の時間外勤務の削減と民間のノウハウを生かし、接客サービスが向上させることを目的としておりました。 しかし、ご指摘のとおり、このようなご意見をいただいたことについては、窓口での正しい接客応対がなされていないためと認識しております。今後は、市から委託業者への指導や監督の充実を図って参ります。また、委託業者だけでなく、障害福祉課の職員においても同様に接遇マナー研修に積極的に参加するなど、市民サービスの向上に努めて参りたいと存じます。

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
16	その他	-	-	-	現計画 障害福祉サービスの供給体制の整備(p 86・129) 共生型サービスの周知・啓発について、令和2年8月時点において、その指定を受けている事業所は、生活介護で1カ所、短期入所1カ所だったとのことです。ショートステイやグループホーム等の整備拡充は重要課題です。現計画には、「共生型サービスの整備を推進していく」との方針が示されていますが、この2年数ヶ月の間に整備された共生型サービスの事業所数と利用実績をお聞かせください。加えて、今後さらに整備を推進していくための方略について、市の考えをお聞かせください。	令和4年12月現在において、市内共生型サービスの 指定を受けている事業所は7事業所になります。サービ スの内訳としては居宅介護が2事業所、自立訓練が1事 業所、重度訪問介護が2事業所、生活介護が2事業所、 短期入所が2事業所になります。利用実績としては平成 31年度以降、月平均で約4.5人の方が利用されており、 指定を受けたうち7事業所のうち3事業所にて、障害福祉サービスの利用が確認できております。 今般、実施したアンケート結果において、共生型 サービスについて「検討したことはない」、「実施に 向けて検討したことはあるが、現在は検討していない。当面は動向を見守る」が71%となっており、主な 理由として「事業に必要な資格取得者等、新たな職員 の確保」や能力育成、環境設備の課題等が挙げられています。 制度開始から一定の期間が経過したことからも、今 回のアンケート調査結果の他、参入した事業者へのヒ アリング等を通じ、今後の整備拡充に向けた支援のあり方について検討をしてまいります。

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
17	議事1-資料3	障害者	問23	37	基幹相談支援センターについて「今まで知らなかった」、64.5%、「知っているが利用したことはない」 17.6% 合計すると82.1%の人が利用していないこと になります。この人達は困っていることはないのです か。なぜこの結果なのか把握していますか。	令和元年度と比較すると今まで知らなかった人の割合が減っているものの、64.5%と、回答者数の半数以上にのぼることから、さらなる周知が必要であると考えます。また、知っているが、利用したことはないと答えた方の中には、困りごとがあっても、基幹相談支援センターの役割を知らずに利用しなかった方が含まれる可能性もあるため、役割の周知もあわせておこなってまいりたいと考えます。

NO :	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
18 議事	事1-資料3	障害者	問24	38	障害者の方については65歳問題で困っている方が多いです。65歳になると介護保険と障害のサービスの利用ができなくなります。このことについては相談されていますか。この問題について障害福祉課と介護保険課で話し合うことはないですか。あるようでしたら事例、結果を教えてください。	障害福祉サービスを利用している方が介護保険サービスに移行する「65歳問題」に関する相談は、これまで複数件の受け付けがあります。 この件については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険制度が優先ですので、介護保険サービスを受けられる方については、65歳以降に障害福祉サービスのみの支給決定はしていません。しかし、移行にあたっては、機械的に介護保険を優先させるのではなく、その方の障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を把握し、必ずなを確認します。確認した結果、障害福祉サービスを継続する対応を行っています。 65歳問題は、障害福祉サービスを利用している方の介護保険への移行に関するものですので、障害福祉まが事務を担当しており、介護保険担当課との話し合いはしていません。

NO	資料	区分	箇所	頁	質問	回答
19	議事1-資料3	障害者	問53	169	前回の質問で知的障害の方にも分かるような通知の 仕方、文章について理解しやすいようにお願いしてい ますが、その後の進捗はいかがですか。災害時の理解 を深めてもらうためには多様な周知の仕方が必要だと 考えられますがご回答お願いします。	調査票全体にるびをふるとともに、可能な限り設問数の削減に努めました。また、調査票に回答をサポートする旨を記載したため、回答が困難な方からの連絡や来庁が一定数あり、個別に回答支援を実施しています。  委員ご指摘のとおり、災害時の理解を深めてもらうには、多様な周知の仕方が求められてきますので、今後も適切な周知方法について検討を進めてまいりたいと考えております。
20	議事1-資料3	市民	問29	214	問の意図を教えてください。結果は何に反映されますか。 (設問) 障害のある人が気軽に外出したり、地域の行事に参加できるなど、松戸市は「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか。	障害者(問42)、障害児(問43)にも同様の設問設定をしており、認識に相違等があるかを図ることを目的として市民向け調査票にも設定しています。なお、数値的に大きな違いはございませんでした。
21	議事1-資料3	事業所	問28	313	「医療的ケアを実施できる職員の確保が難しい」の割合が50.0%と最も高い。小中学校においても、看護師の確保とともに、医療的ケア実施体制の組織化が必要と考えている。医療機関と小中学校を含む各事業所との人材育成を含めた体制の構築の記載を検討してほしい。	保育・教育・福祉のそれぞれの分野で人材育成を 図っているところですが、アンケート結果のとおり医療的ケアを実施できる人材の確保は難しい現状であります。 将来的には、医療機関や千葉県医療的ケア児等支援センター等多分野が連携した医療的ケア実施体制の構築が必要と思われるため、検討してまいります。